

青色申告マニュアル

(1) 青色申告とは

青色申告とは、一定水準の記帳を行い、その記帳に基づいて正しい申告をする人については、所得金額の計算などについて有利な取扱いが受けられる制度です。

青色申告をすることができる人は、不動産所得、事業所得、山林所得のある人です。農業所得は事業所得に入りますので、青色申告ができます。

(2) 青色申告のメリット

青色申告の主な特典として、「青色申告特別控除」と「青色事業専従者給与の必要経費参入」があります。

①「青色申告特別控除」

- ・青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳している方については、その記録に基づいて作成した貸借対照表と損益計算書とともに期限内提出の確定申告書に添付し、e-Taxによる申告または優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出する場合は、最高65万円を差し引くことができます。
- ・正規の簿記の原則による記帳ではなく、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

②「青色事業専従者給与の必要経費算入」

- ・青色申告をされている方が、事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、仕事の内容や従事の程度等に照らして適正な金額である場合には、その支払った金額を必要経費に参入することができます。
- 【参考】白色申告の場合、配偶者や親族に支払った給与を必要経費に参入することができませんが、事業専従者控除として、配偶者は最高86万円、15歳以上の親族は最高50万円を必要経費として差し引くことができます。

※ このほかにも青色申告には、「減価償却費の特例」や「貸倒引当金の必要経費算入」、「純損失の繰越しと繰戻し」等のメリットもあります。また、「収入保険制度」の加入要件である他、補助事業において加算ポイントの対象となっている場合もあります。

(3) 青色申告をするには

ア 申告手続きの概要

①「青色申告承認申請書」の提出

- ・青色申告を始める場合は、「所得税の青色申告承認申請書」に必要事項を記載して、所轄税務署又はe-Taxソフトのマイページにて提出する必要があります。
- ・提出期限は、青色申告をしようとする年の3月15日までです。

その年の1月16日以降後に事業開始等した場合は、その事業開始等の日から2ヶ月以内となります。

②「青色事業専従者給与に関する届出書」の提出

- ・事業に専ら従事している配偶者や親族で一定の要件に該当する者（青色事業専従者）に支払う給与について、必要経費に算入するためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署又はe-Taxソフトのマイページにて提出する必要があります。
- ・提出期限は、青色事業専従者給与を必要経費に算入しようとする年の3月15日までです。

その年の1月16日以後、事業を開始したり、新たに青色事業専従者がいることになった場合は、その事業開始等の日から2ヶ月以内です。

なお、当初記載した専従者給与の金額を変更する場合には、遅滞なく変更届出書を提出する必要があります。

（４）各種控除について

所得税法では所得控除の制度を設けています。これは、所得税額を計算するときに各納税者の個人的事情を加味しようとするためです。

それぞれの所得控除の要件に当てはまる場合には、各種所得の金額の合計額から各種所得控除の額の合計額を差し引くことができます。

所得控除の種類は次のとおりです。

種類	控除を受けられる場合
雑損控除	災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた
医療費控除	一定額以上の医療費の支払がある
社会保険料控除	国民健康保険料（税）や国民年金保険料、労災保険特別加入保険料、介護保険料などの支払がある
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金の支払がある
生命保険料控除	新(旧)生命保険料や介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の支払がある
地震保険料控除	地震保険料や(旧)長期損害保険料の支払がある
寄附金控除	国、地方公共団体などに支出した寄附金や特定の政治献金、震災関連寄附金などがある
寡婦・寡夫控除	あなたが寡婦又は寡夫である
勤労学生・障害者控除	あなたが勤労学生や障害者、または控除対象配偶者、扶養親族が障害者である
配偶者控除	控除対象配偶者がいる
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円を超え、133万円未満である
扶養控除	控除対象扶養親族がいる
基礎控除	最大48万円（従業員の合計所得金額が2,500万円以下）

以上の内容はあくまでも税務申告の概要の一部です。詳細及び実際の手続きの際は、最寄りの税務署や税理士等にご相談ください。

詳しくは、国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

- ・ ホーム>>税について調べる>タックスアンサー（よくある税の質問）>所得税
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei.htm>)
- ・ ホーム>申告手続>確定申告書等作成コーナー
(<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>)
- ・ ホーム>申告手続>国税電子申告・納税システム（e-Tax）
(<https://www.e-tax.nta.go.jp/>)

（令和6年5月現在）